

京 都 大 学 企 画 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 企画担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) <u>総長が指名する理事 1名</u></p> <p>(3) 研究科長 5名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(5) 企画部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号の委員をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第3条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充てる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第39号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>